

一般社団法人社会情報学会表彰規則

2012 年 12 月 15 日

制定

(目的)

第1条 この規則は、社会情報学会（以下「本学会」という。）が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 本学会が行う表彰は、次の各号に定めるものとする。

一 学会功労賞（英文表記：SSI Service Award）

学会の発展に著しく功労のあった者につき表彰する。

二 学会大会貢献賞（英文表記：SSI Annual Conference Contribution Award）

学会大会の開催における優れた貢献につき表彰する。

三 社会情報学貢献賞（英文表記：SSI Socio-Informatics Contribution Award）

社会情報関係諸学に関する発想、啓発、普及、導入、実施における優れた貢献につき表彰する。

自薦を可とする。

四 会長賞（英文表記：SSI President Award）

学会や支部の発展、あるいは、社会情報関係諸学の教育に資する優れた取り組みにつき、若手部門、支部部門、教育部門の三部門を設け、表彰する。若手部門は、優れた取り組みを行っている若手会員（または若手会員の団体）、支部部門は、支部での優れた取り組みを行っている会員（または会員の団体）、教育部門は、教育に関する優れた取り組みを行っている会員（または会員の団体）、をそれぞれ表彰する。なお、すべての部門について、当該表彰を行う年度の前年度の取り組みを選考対象とする。ただし、この期間に活動を行った取り組みであれば、新規、単発、永年にわたり継続しているなどに関わらず、広く表彰対象とする。また、過去3回の同賞の同じ部門、かつ、同一あるいは類似の取り組みで受賞歴のある（若手）会員（または（若手）会員の団体）による取り組みは、その部門では選考対象とならないものとする。さらに、若手部門の選考対象となるのは、代表者が推薦時40歳以下ないし大学あるいは大学院在学の者である取り組みとする。自薦を可とする。

五 優秀文献賞（英文表記：SSI Distinguished Literature Award）

著書、翻訳、論文等で、社会情報関係諸学の発展に特に貢献のあったと認められる文献につき表彰する。なお、文献の公表時期は当該表彰を行う年度の前年度または前前年度とし、自薦を可とする。

六 優秀論文賞・論文奨励賞（英文表記：SSI Distinguished Paper Award・SSI Paper Encouragement Award）

本学会の学会誌に公表された論文で、社会情報学の発展に寄与すると認められる、特に優れた

論文につき優秀論文賞を授与して表彰する。ただし、筆頭著者が公表時 40 歳未満または大学院在学時の論文の場合には、社会情報学の発展に寄与すると認められる優れた論文に論文奨励賞を授与することもできる。なお、論文の公表時期は当該表彰を行う年度の前年度とする。

七 大学院学位論文賞・同奨励賞（英文表記：SSI Best Thesis Award (Doctoral Thesis, Master's Thesis)・SSI Thesis Encouragement Award (Doctoral Thesis, Master's Thesis)）修士論文ないし博士論文で、社会情報に関する研究として特に優秀と認められる論文につき大学院学位論文賞を授与して表彰する。ただし、社会情報に関する研究として優秀と認められる論文に大学院学位論文奨励賞を授与することもできる。なお、学位認定の時期は当該表彰を行う年度の前年度とする。

八 研究発表優秀賞（英文表記：Best Presentation Award of SSI Annual Conference）学会大会の自由論題報告における研究発表で、主たる発表者が、発表時 40 歳以下ないし大学あるいは大学院在学者の研究発表のうち、社会情報に関する研究として優秀と認められる発表を表彰する。ただし、過去の大会で同賞を受賞した者を除く。

九 新進研究賞（英文表記：SSI Best Research Award for Rising Researcher）同一年度の優秀文献賞、優秀論文賞、大学院学位論文賞（博士論文）の受賞者のうち、特に優れた業績を上げた者につき表彰する。なお、優秀文献賞ないし優秀論文賞の受賞者のうち、選考対象となる者の年齢は、受賞業績公表時において 40 歳未満とする。

2 選考の結果、該当するものがあった場合に表彰を行う。

（表彰者の選考）

第3条 表彰該当者の選考は、一般社団法人社会情報学会委員会規則第2条に規定する表彰委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、前条第1項第1号に規定する学会功労賞に関して、理事会に、選考を委任することができる。

3 委員会は、前条第1項第4号に規定する会長賞に関して、会長を含む数名の理事で構成される審査委員会に、選考を委任することができる。

4 委員会は、前条第1項第6号に規定する優秀論文賞及び論文奨励賞に関して、学会誌編集委員会に、選考を委任することができる。

5 委員会は、前条第1項第8号に規定する研究発表優秀賞に関して、学会大会実行委員会等に、選考を委任することができる。

6 会長は、委員会の推薦に基づき、理事会の議を経て、表彰者を決定する。

（表彰の実施）

第4条 表彰は、学会大会において、会長が行う。

2 表彰の方法については、別表第1に掲げるところによる。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

1. この規則は、2012 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

1. この規則は、2018 年 4 月 14 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2020 年 5 月 9 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2020 年 12 月 12 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2021 年 12 月 11 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2023 年 3 月 18 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2023 年 12 月 16 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2024 年 6 月 1 日に施行する。

附 則

1. この規則は、2025 年 3 月 22 日に施行する。